

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	教育委員会教育長、指定管理者
根拠規定	周南市大田原自然の家条例第12条
基準規定	周南市大田原自然の家条例第12条;別表
処分基準	周南市鶴いこいの里条例施行規則第6条 （使用料の還付） 第6条 条例第19条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、周南市鶴いこいの里使用料還付申請書（別記様式第5号）を当該事由が生じた後、速やかに市長に提出しなければならない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	周南市行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	使用許可の制限
処分権者	教育委員会教育長、指定管理者
根拠規定	周南市大田原自然の家条例第11条
基準規定	周南市大田原自然の家条例第11条
処分基準	周南市大田原自然の家条例第11条 （使用許可の制限） （使用許可の取消し等） 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。 （１） 第9条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。 （２） 使用者が、詐欺その他の不正の行為により第9条第1項の許可を受けたとき。 （３） 使用者が、第9条第2項の許可の条件に違反したとき。 （４） 前3号に掲げるほか、自然の家の管理上特に必要があると認められるとき。
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	許可の制限
処分権者	教育委員会教育長
根拠規定	周南市学び・交流プラザ条例第9条
基準規定	周南市学び・交流プラザ条例第9条
処分基準	周南市学び・交流プラザ条例 第9条 教育委員会は、学び・交流プラザ施設を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 学び・交流プラザ施設及び附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) その他学び・交流プラザ施設を使用させることが適当でないとき。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	周南市学び・交流プラザ条例 第9条 教育委員会は、学び・交流プラザ施設を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 学び・交流プラザ施設及び附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) その他学び・交流プラザ施設を使用させることが適当でないとき。
備考	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	許可の取り消し等
処分権者	教育委員会教育長
根拠規定	周南市学び・交流プラザ条例第10条
基準規定	周南市学び・交流プラザ条例第10条
処分基準	周南市学び・交流プラザ条例 第10条 教育委員会は、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 （１） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （２） 第８条に定める許可の条件若しくは指示に違反したとき又は前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 （３） その他公益上特に必要があると認めたとき。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	周南市学び・交流プラザ条例 第10条 教育委員会は、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 （１） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （２） 第８条に定める許可の条件若しくは指示に違反したとき又は前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 （３） その他公益上特に必要があると認めたとき。
備考	7日

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	教育委員会教育長
根拠規定	周南市学び・交流プラザ条例第11条第1項
基準規定	周南市学び・交流プラザ条例第11条 第1項別表第1～3
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
備考	